

駒ヶ根市 こども計画

(令和7年度～令和11年度)

概要版



1 計画策定の概要

1 計画策定の経過

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、この法律の第10条において、市町村に対してこども計画を策定することが努力義務と規定されました。また、令和5年12月には、国からこども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

駒ヶ根市では、令和2年度に策定した「第2期駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終期を迎えることを期に、「駒ヶ根市こども計画」を策定することとしました。

「駒ヶ根市こども計画」策定のための現状やニーズを把握するために、令和6年2月から3月に、就学前児童・小学生の全保護者を対象とした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」、令和6年9月から10月には、無作為抽出で13歳から39歳の方を対象とした「こども・若者の生活や少子化等に関する調査」を実施しました。

「駒ヶ根市こども計画」は、国が定める「こども大綱」と、長野県が定める「長野県子ども・若者支援総合計画」を勘案し、駒ヶ根市第5次総合計画や福祉・保健等の個別に定める計画と整合・連携したものとなりました。子どもの権利保障や子ども・子育て施策等を総合的・計画的に推進するための、取組方針や方向性を定めた計画となっています。

2 計画の期間

この計画は、令和7年度から令和11年度を計画期間としています。次期計画に向けた見直しは令和11年度に行う予定ですが、法制度の改正やこども・若者・子育て家庭を取り巻く環境の大きな変化などがあった場合には、適宜計画の見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期駒ヶ根市 子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)			駒ヶ根市こども計画 (令和7年度～令和11年度)					次期計画 (予定)
駒ヶ根市第5次総合計画 (令和4年度～令和8年度)					次期計画 (予定)			

3 計画の性格・位置づけ

この計画は、市町村での策定が求められているこども・若者、子育て家庭についての計画のうち、以下に記載する計画・施策を一体的に策定しています。（一部の計画の策定は努力義務）

- ① 市町村こども計画（こども基本法 第10条第2項）
- ② 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法 第61条）
- ③ 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法 第8条第1項）
- ④ 市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条第2項）
- ⑤ 市町村子ども・若者支援施策（子ども・若者育成支援推進法 第9条第2項）
- ⑥ 少子化に対処するための施策（少子化社会対策基本法第7条第1項）
- ⑦ 母子保健を含む成育医療等に関する計画（成育基本法施行令本則21号）

この計画は、市の最上位計画である「駒ヶ根市第5次総合計画」で掲げられた重点プロジェクトの1つ“少子化対策・子育て支援プロジェクト”や“基本目標1 ひとづくり”に関連する個別計画として策定します。

また、駒ヶ根市における福祉や保健分野等の他の計画とも整合・連携を図り策定しています。

4 計画の対象者

この計画の対象は、こども・若者、子育てをしている保護者や、子育て支援に関わる関係機関・団体等とします。

また、「こども基本法」において、『「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。』とされており、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にあるものを指しています。

この計画における「こども」とは、

- ① 概ね18歳までのこども
 - ② 妊娠中の母親がいる家庭を含む子育て家庭
 - ③ 概ね30歳未満の若者（取組によっては40歳未満）
- としています。



この計画において、若者の対象年齢は概ね30歳程度としていますが、こども基本法の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分しないこととし、法令や制度に準じる場合には、「こども」や「子ども」と表記することとします。

2 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



育つよろこび 育てるしあわせ 内から育つ子も親も



2 こども施策を策定するための基本的な考え方

基本事項1 こども・若者の権利を保障し、今とこれからの最善の利益の配慮

こども・若者が有する権利を心から尊重し、未来あるこども・若者の最善の利益を優先します。

基本事項2 こども・若者、子育て当事者の意見聴取と施策への反映

こども・若者などの声に耳を傾けて、本当に求められているニーズを把握し、施策に反映します。

基本事項3 ライフステージに応じた切れ目のない支援の実践

ライフステージが変わる時に支援が途切れることがないように、切れ目のない支援に努めます。

基本事項4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消

家庭環境に関わらず、すべてのこどもに平等な生活と教育の機会を提供します。

基本事項5 若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現

将来を担う若い世代一人一人が希望する生き方や選んだ生き方を尊重します。

基本事項6 駒ヶ根市が構成するすべての関係者が連携する一貫した取組

行政は事業者や民間団体、ボランティアなどと協働し、総合的にこども・若者を支援します。

3 こども施策を策定するための視点

施策の視点1 切れ目のない支援を継続して行うためのライフステージを通したこども・若者施策

すべてのライフステージに共通して、切れ目のない支援を実施する事項として構成します。

施策の視点2 成長に応じた重点的なライフステージ別のこども・若者施策

成長に応じて、特に重点的に実施すべき施策を、3つのライフステージに分割して構成します。

施策の視点3 子育て家庭や子育て当事者に対する支援に関する施策

子育て当事者が、ゆとりを持ってこどもに向き合うための施策を課題別に構成します。

4 計画の体系図

基本理念	施策の視点	施策の内容	施策の項目
育つよろこび 育てるしあわせ 内から育つ子も親も	1 切れ目ない支援を継続して行うための ライフステージを通したこども・若者施策	(1) こども・若者が 権利の主体であることを 社会全体で共有	① こども基本法などの子どもの権利の周知 ② こども・若者の意見聴取と施策反映 ③ 教育・養育における子どもの権利の理解促進
		(2) 多様な遊びや体験、 活躍できる機会づくり	① 遊びや体験活動の推進 ② スポーツ活動の推進 ③ こどものためのまちづくり
		(3) 切れ目のない 保健・医療・福祉・教育の支援	① 健やかな成育の推進 ② 食育の推進
		(4) 貧困対策	① 教育の支援 ② 保護者の就労支援 ③ 経済的負担の軽減
		(5) 障がいのあるこども・ 医療的ケア児などへの支援	① 関係機関と連携した支援体制 ② 特別支援教育 ③ 就園・就学支援や保護者相談
		(6) 児童虐待など、 困難な状況にいるこどもの支援	① 児童虐待防止対策とヤングケアラー支援 ② 社会的養育が必要なこどもへの支援
		(7) こども・若者の 自殺や犯罪などから守る取組	① こどものSOSと自殺対策 ② 性犯罪・性暴力、インターネット犯罪対策 ③ 安全を守る地域ぐるみの取組
	2 成長に応じた重点的な こども・若者施策	(1) 誕生前から幼児期まで	① 妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期の 健康づくり支援 ② こどもの成長の保障と遊びの充実
		(2) 学童期・思春期	① 安心して過ごし学べる質の高い学校教育 ② いじめ防止と不登校支援 ③ 地域活動を通じた地域子育て ④ 心身の健康やこころのケアの充実 ⑤ こどもの居場所づくり ⑥ キャリア意識の醸成
		(3) 青年期	① 就労支援による経済的基盤の安定 ② 結婚希望や結婚に伴う新生活支援 ③ 若者やその家族に対する相談支援
	3 子育て家庭や 子育て当事者への支援に 関する施策	(1) 子育てや教育に関する 経済的負担の軽減	① 経済的負担の軽減 ② 子育て世代への住宅取得支援
		(2) 地域子育て支援、 家庭教育支援	① 子育てに関する相談や支援体制 ② 子育て支援事業の利用促進 ③ 保護者に対する家庭教育支援・相談支援
		(3) 共働き・共育での推進、 男性の家事・子育てへの 主体的な参画促進・拡大	① 長時間労働の是正や働き方改革 ② 女性と男性がともにキャリアアップと 子育てが両立できる環境整備
		(4) ひとり親家庭への支援	① 学習・生活・経済的支援 ② 保護者の就労支援

3 施策の展開

1 切れ目ない支援を継続して行うためのライフステージを通したこども・若者施策

(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

① こども基本法などの子どもの権利の周知

子どもの権利に関する条約やこども基本法などについて周知します。

② こども・若者の意見聴取と施策反映

こどもや若者などの意見を聴く機会を設け、市の施策にその声を反映させます。

③ 教育・養育における子どもの権利の理解促進

こどもと関わる機会が多い大人を中心に、子どもの権利について理解を深めます。

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

① 遊びや体験活動の推進

年齢に応じた遊び場の提供や公共施設の活用、こどもの地域活動の支援などを行います。

② スポーツ活動の推進

こどもがスポーツに親しむことができるよう、身近なスポーツ環境などを充実させます。

③ こどものためのまちづくり

公園や歩道、公共交通機関など、こどもなどが安心・安全に生活できる環境を整備します。

(3) 切れ目のない保健・医療・福祉・教育の支援

① 健やかな成育の推進

妊娠期から成人期まで、ライフステージに応じた健康づくりを行います。

② 食育の推進

地域や家庭と協力して食育活動を推進し、食の楽しさや健康的な生活習慣を育むことを目指します。

(4) 貧困対策

① 教育の支援

家庭の経済状況によってこどもが受けられる教育に差が出ないように支援を行います。

② 保護者の就労支援

経済的に安定した生活の実現に向けて、保護者の就労に関する相談などを受付けます。

③ 経済的負担の軽減

こどもの将来の選択肢が家庭の経済状況によって狭められないように支援を行います。

(5) 障がいのあるこども・医療的ケア児などへの支援

① 関係機関と連携した支援体制

障がいや医療的ケアが必要なこどもへの成長や発達に応じた支援のため、医療や関係機関との連携を強化します。

② 特別支援教育

障がいなどがあっても学びの機会を持ち続けられるよう、特別支援教育を充実させます。

③ 就園・就学支援や保護者相談

保育・教育施設などで安心して生活ができるようにこどもや保護者の支援を行い、こどもの個性を尊重した支援体制を構築します。

(6) 児童虐待など、困難な状況にいるこどもの支援

① 児童虐待防止対策とヤングケアラー支援

被虐待児童や虐待を受ける恐れがあるこどもや、ヤングケアラーの把握について、関係機関と連携して早期発見・早期支援につなげます。

緊急時には、警察や児童相談所と連携して対応します。

② 社会的養育が必要なこどもへの支援

児童相談所や児童養護施設、里親などと連携し、こどもやその保護者に対して適切な支援につなげます。

(7) こども・若者の自殺や犯罪などから守る取組

① こどものSOSと自殺対策

こどもが一人で悩み、苦しむことがないように、「SOSの出し方教育」や相談支援などを行います。

② 性犯罪・性暴力、インターネット犯罪対策

こどもが犯罪の被害者や加害者などにならないよう、日頃の安全教育を強化します。

③ 安全を守る地域ぐるみの取組

地域のあらゆる主体が、こどもが健やかに成長することができる地域づくりに取り組みます。

学校などの教育施設だけでなく、地域やこどもの預り施設においても、災害・地震・防犯に関する訓練等を行います。

2 成長に応じた重点的なライフステージ別のこども・若者施策

(1) 誕生前から幼児期まで

① 妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期の健康づくり支援

性や妊娠、出産に関する正しい知識の習得や健康づくりの支援、母子の健康管理を行います。

② こどもの成長の保障と遊びの充実

こどもの健やかな成長を願い、遊び場や図書館、自然に触れる場などを充実させます。

駒ヶ根市保育・幼児教育ビジョンに基づき、幼児教育と保育の質の向上とともに、安全で快適な教育・保育環境を実現します。

(2) 学童期・思春期

① 安心して過ごし学べる質の高い学校教育

I C T機器の有効利用などにより、学力の定着・向上を目指します。

② いじめ防止と不登校支援

いじめの撲滅に向けた取り組みや、不登校児童生徒への支援を行います。

③ 地域活動を通じた地域子育て

J I C A駒ヶ根や自治組織などと連携し、地域におけるこどもの体験活動を支援します。

④ 心身の健康やこころのケアの充実

こどもの身体の健康管理、性に関する知識の普及やこころの成長支援などを行います。

⑤ こどもの居場所づくり

家庭や学校の他に、こどもが安心・安全に過ごすことができる場を確保します。

⑥ キャリア意識の醸成

将来のことを具体的に考える機会となるよう、勤労観や職業観を養う教育を行います。

(3) 青年期

① 就労支援による経済的基盤の安定

安定した就労機会を得ることを目指し、若者を対象とした職業相談や就労支援を行います。

② 結婚希望や結婚に伴う新生活支援

出会いの機会の創出や結婚後の経済的支援など、結婚を望む若者への支援を行います。

③ 若者やその家族に対する相談支援

若者や家族が抱える悩みを相談する場をはじめ、関係機関と連携して継続的に支援します。

3 子育て家庭や子育て当事者への支援に関する施策

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

① 経済的負担の軽減

子育てにかかる費用に対する給付や助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。

② 子育て世代への住宅取得支援

駒ヶ根市に定住する子育て世代を支援するため、マイホーム取得費用の一部を補助します。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

① 子育てに関する相談や支援体制

子育て当事者が孤立することがないように、子育て支援センターや保育園・幼稚園、こども家庭センターなどの関係機関で、子育てに関する相談支援や情報提供などに注力します。

② 子育て支援事業の利用促進

ファミリーサポートセンターやショートステイなどの、子育て家庭が利用することができる支援サービスを周知し、利用を促進します。

③ 保護者に対する家庭教育支援・相談支援

必要に応じて家庭児童相談員や教育相談員などの専門相談員が、子育てや教育に関係する様々な相談に応じ、当事者支援を行います。

(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

① 長時間労働の是正や働き方改革

働きながらの子育てについて理解を深めるため、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催します。

② 女性と男性がともにキャリアアップと子育てが両立できる環境整備

子育てと仕事を両立することができるよう、こどもの預かりや子育て講座などを充実させます。

(4) ひとり親家庭への支援

① 学習・生活・経済的支援

ひとり親家庭を支援するため、学習支援や相談支援、情報提供、経済的支援などを行います。

② 保護者の就労支援

ひとり親の経済的自立を目的に、キャリアアップにつながる就労支援などを行います。

4 数値目標

この計画に掲げる取組・方向性に基づいて事業を実施していくことで、基本理念「育つよろこび 育てるしあわせ 内から育つ子ども親も」及びこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）として、以下の9項目を設定します。

なお、令和11年度の目標値は、国が掲げている目標値と同じ数値にしています。

項 目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
① 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う方の割合	14.9%	70%
② 「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	47.7%	70%
③ 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	65.1%	70%
④ 社会的スキルを身につけているこども・若者の割合	68.8%	80%
⑤ 「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	72.3%	90%
⑥ 「どこかに助けしてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	98.2%	現状維持
⑦ 「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	64.6%	70%
⑧ 「自分の将来について夢や希望がある」と思うこども・若者の割合	66.2%	80%
⑨ 「駒ヶ根市の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	34.7%	55%

※いずれも「こども・若者の生活や少子化等に関する調査（令和6年度実施）」の調査結果

5 アンケート調査の概要

この計画を策定するにあたり、駒ヶ根市に住んでいる子育て家庭や若者を対象としたアンケート調査を実施し、意見を収集しました。

子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童調査）

調査方法： 郵送配布または施設配布・郵送回収または施設回収またはウェブ回収
調査対象： 小学校就学前の子どもを持つ保護者 930人
調査期間： 令和6年2月28日～令和6年3月13日
有効回収数： 673人（有効回収率：72.4%）

子育て支援に関するアンケート調査（小学生調査）

調査方法： 小学校配布・小学校回収またはウェブ回収
調査対象： 小学校に通う子どもを持つ保護者 1,151人
調査期間： 令和6年2月28日～令和6年3月13日
有効回収数： 841人（有効回収率：73.1%）

こども・若者の生活や少子化等に関するアンケート調査（こども・若者調査）

調査方法： 郵送配布・郵送回収またはウェブ回収
調査対象： 駒ヶ根市にお住まいの13～39歳（令和6年4月1日時点）の方 2,000人
調査期間： 令和6年9月26日～令和6年10月11日
有効回収数： 545人（有効回収率：27.3%）

4 子ども・子育て支援事業の提供区域と将来推計

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、地域の実情に応じて、地理的条件、地域人口、交通事情等の社会的条件や、教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、提供区域ごとに量の見込み、確保の内容や方針等を定めることとされています。

教育・保育の提供区域は、社会的・地理的条件や保護者の移動実態、保育園・幼稚園の整備状況・利用実態、保育ニーズなどを勘案し、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市内全域を1つの提供区域と定めます。

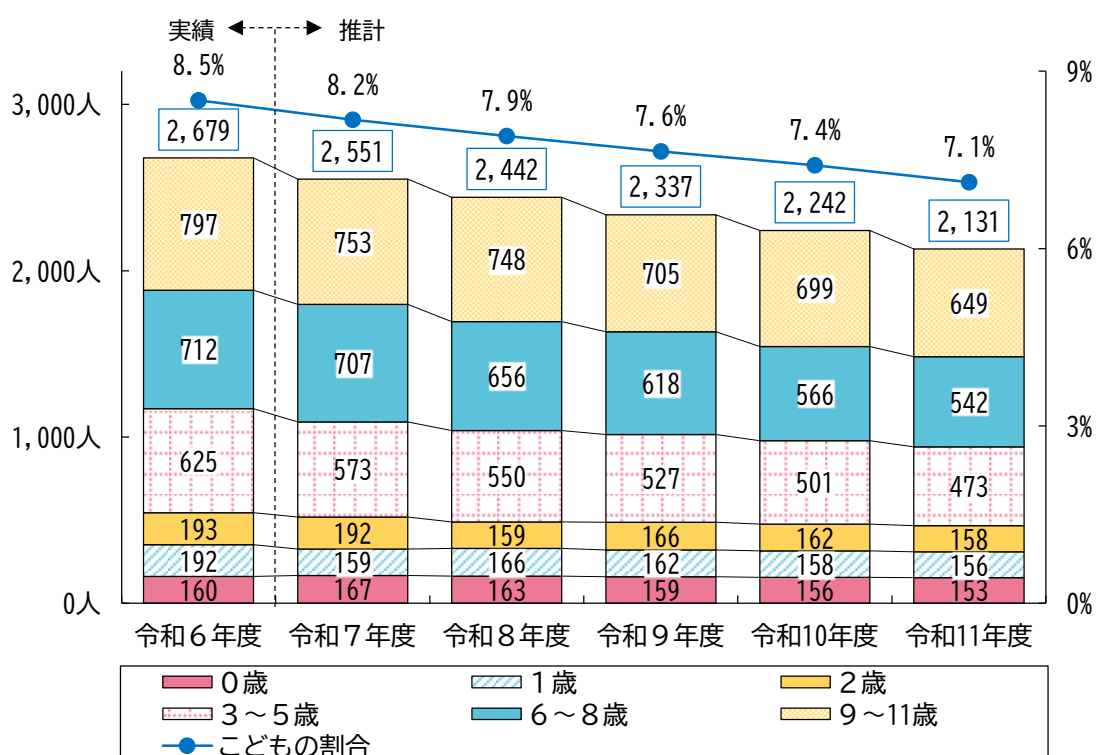
また、地域子ども・子育て支援事業についても、教育・保育の提供区域と共通することが基本であり、市内全域を対象として実施している事業が多いことから、教育・保育と同様に、市内全域を1つの提供区域と定めます。

2 こどもの人数の将来推計

令和2年度から令和6年度（4月1日時点）の性別・各歳別の平均変化率を用いて、駒ヶ根市の人口を推計すると、総人口は毎年度310人程度減少していくと見込まれます。この計画の計画期間の最終年度である令和11年度においては、総人口が3万人を下回ると推測されます。

子ども・子育て支援事業に関係する11歳以下のこどもの人数は、年齢層や年度によって減少幅が異なるものの、総じて減少傾向で、令和11年度では2,131人、総人口に占める11歳以下のこどもの割合は7.1%まで減少することが推測されます。

【11歳以下のこどもの人数の推計】





こまがね子育て5つのみちしるべ

1の柱

生まれてた 一つの命 社会の宝 地域みんなで育てよう

自分の命、みんなの命、生き物の命、全てかけがえのない一つの命です。生まれてきた子どもたちが健やかに成長するために、子どもの最善の利益を第一に考え、誰一人取り残さず、地域及び社会全体で育ちを支える必要があります。

これからの子どもたちが自分らしく生きていけるよう、子どもたちをまんやかに据えて考えましょう。

2の柱

心を込めてあいさつすれば 広がる人の輪 深まる絆

「おはよう」から始まる家族のあいさつは、心の結びつきを強めてくれます。あいさつによって、相手の存在を認め、心を開くことで信頼関係が生まれ、そこから人と人とのつながりが大きく広がっていくこともあります。また、自分から素直に気持ちを伝えることで、大人が言葉で促すよりも、率先して家族や近所の人が周囲にあいさつする姿を見せることも大切です。思いやりや、認め合いによって家族の絆やコミュニケーションの大切さを学びます。

3の柱

早寝 早起き 朝ごはん 生活リズム 整えよう

規則正しい睡眠と朝食は、子どもが逞しく育つための第一歩です。子どもの頃に身に付けた生活リズムは、成長してから崩れにくく、生涯にわたる生活習慣の基礎となるものです。また、正しい生活習慣を送ることで免疫力も高めることができます。

4の柱

家事・育児 家族みんなで助け合い

家庭での役割を決めることで、責任感や自立心が育ちます。子どもは、頼りにされることで自分が必要とされている実感を得ることができ、「助かったよ、ありがとう」の一言で家族の一員であることを強く感じるができるでしょう。

家族や周囲の人を思いやる心を育てましょう。

5の柱

ゲームやスマホは時間を決めて 自然とふれあう群れ遊び

今やなくてはならないネット環境。子どもをタブレットやスマホから引き離すのはとても難しいことですが、家庭の中で双方が納得できるルールをしっかりと話し合いましょう。また、駒ヶ根市にはすばらしい自然環境が整っています。自然の中の遊びは、子どもの社会性や生きる力を育てます。小さな頃から体を動かす習慣や、多くの体験をさせてあげましょう。



駒ヶ根市こども計画 概要版

駒ヶ根市教育委員会 子ども課

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号 TEL : 0265-83-2111 (代表)